

とうかんはつ 当館初のアニメ系作品880点を展示!!



いわなみがけいん
岩波学芸員

今回の特別展は北海道遠軽町出身のアニメーター・漫画家である
安彦良和さんの回顧展です。
アニメや漫画など多くの作品に関わってきた安彦さんのキャラ
クターデザイン案や原画など880点を展示しました。
当館では初めてのアニメ系をテーマとした展示ですが、多くの
方にご来場いただきました!

2025.7.12[土] ▶ 8.31[日]

描く人

安彦良和



イラスト
ごとうさくたろう
後藤咲多朗

わたしは、安彦良和さんの、ちょさくぶつを見て、もともとは、かんせいぶつをよく見るけど、つくっているところのちょさくぶつを見たら、下書きや、色ぬりは、大へんだなと思いました。

ですが、と中の色ぬりを見ていると、ちやいろや、オレンジばかりで、かるく色ぬりをしているちょさくぶつがありました。

なので、かるくオレンジやちやいろで色をぬっているりゆうが知りたいです。
(市川さやね)

特別展で感じたことは、一人が書いた絵でも、風景、人や動物など、ちがう絵を書けてすごいと思いました。下書きと原画をたくさん書いていてすごいと思いました。風景と人を別に書いていることが、いっしょに書いていると思っていたので、びっくりしました。

おばらゆきはる
(小原幸悠)

安彦良和さんの作品(原画)は影がくっきりしていて、その紙の上に原画があるように立体的に見えてとても不思議だった。見えない場所の裏側まで細かく設定しているため、とても見ごたえがあった。
(山本文太郎)

著作権って知ってる?

イラスト:おごちん



ん...
なんか難しい言葉を
教えてもらったような...
たしか...著作権法!!

ピーティー
B T モンスター、あわてないで。
展示会によって、取材に制限があるのは珍しいことではないよ。
今回は、取材の前に「展示会によって、会場内での撮影や模写(絵をかくこと)が制限されているのはなぜ?」ということについて、みんなで考えてみたよ。



そうだね。
「著作権法」という法律は、人の考えや気持ちが表された詩や物語、研究、絵や写真やイラスト、音楽やゲームなどの「著作物」を作った人以外が使用したい場合、勝手に使わず、「使ってもいいですか?」と聞きましょう、という「ルール」なんだよ。

法律の話なんて...
なんだかちょっとキンチョウ...



くわに教えて
くれる本が図書館に
たくさんあるよ!
調べてみて!!

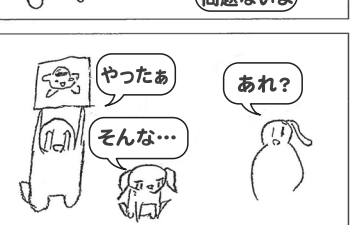
難しく感じるかもしれないけど、法律と権利について学ぶことは私たちが暮らしのルールについて考えるたくさんのヒントがあります。
例えば、「著作権」について知ることは、他人の「著作物」を大切に、自分の「著作物」も大切にする心について教えてくれるものだと思います。

著作権は、子どもにもあるんだよね?

そうだよ。著作権は大人だけがもつものではありません。みなさんの絵や写真、文章も著作物となり、みなさんにも著作権があるのです。
ただし、すべてが著作物として守られるものではなく、中には著作物としてみなされないものもあります。

小寺信良『学校で知っておきたい著作権② 運動会の旗に漫画キャラを描いてもいいの?』2017年、株式会社汐文社
甲野正道『現場で使える 美術著作権ガイド』全国美術館会議編、2019年、株式会社美術出版社
久保田裕(監修)『13歳からの著作権しく使う・作る・発信するための「権利」とのつきあい方』2022年、株式会社メイテックユニバーサルコンテンツ

著作権(市川みお)



著作権は他の人の描いたイラストやマンガ、小説等を同じようにまねて、他の人が書いたのにまるで自分の作品のように使われてしまうことを防げる権利です。著作権にはまだまだたくさんのルールがあります。私も著作権を守って、展示物などを楽しみたいです。
(市川みお)